年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 27 件

厚生年金関係 27 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

11 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、11 万 8,000 円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 16 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び 17 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 11 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 11 万 8,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(11 万 8,000 円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(11 万円)とされている。

申立期間のうち、平成16年10月、同年11月及び17年1月について、A社から提出

のあった申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(11万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出 し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めてい ることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成16年9月、同年12月及び17年2月から同年8月までについて、上記賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(11万円)に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、22 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成16年11月1日から17年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 20 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 22 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(22 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20 万円)とされている。

申立期間のうち、平成16年11月から17年1月まで、同年5月及び同年7月につい

て、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(20万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出 し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めてい ることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 16 年9月、同年 10 月、17 年2月から同年4月まで、同年6月及び同年8月について、上記賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(20 万円)に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28 万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成17年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 28 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(30 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(28 万円)とされている。

申立期間のうち、平成 17 年4月及び同年6月について、A社から提出のあった申立

人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(28 万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出 し、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めてい ることから、これを履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成16年9月から17年3月まで、同年5月及び同年7月について、 上記賃金台帳により、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(28万円)に基づく厚生 年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる ものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額と一致又は低い ことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、18 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成22年9月は17万円、同年10月から23年7月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 15 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 18 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(18 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(15 万円)とされている。

しかしながら、申立期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額の支払を受

け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年9月は17万円、同年10月から23 年7月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成22年9月から23年2月までは26万円、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 22 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(28 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(22 万円)とされている。

しかしながら、申立期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によ

れば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(22 万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年9月から23年2月までは26万円、 同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月 は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、19 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 17 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 19 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(19 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(17 万円)とされている。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上 記訂正前の標準報酬月額(17万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標 準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成22年9月は22万円、同年10月は24万円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、23年1月から同年7月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 18 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(24 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(18 万円)とされている。

しかしながら、申立期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によ

れば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(18万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年9月は22万円、同年10月は24万 円、同年11月は22万円、同年12月は24万円、23年1月から同年7月までは22万円 とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 22 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成 22 年9月及び同年10月は24万円、同年11月から23年7月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和61年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 22 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 26 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(26 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(22 万円)とされている。

しかしながら、申立期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(22万円)を超える報酬月額の支払を受

け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年9月及び同年10月は24万円、同 年11月から23年7月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成22年9月から23年3月までは24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和62年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 20 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(24 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20 万円)とされている。

しかしながら、申立期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によ

れば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(20万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年9月から23年3月までは24万円、 同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は22万円とすること が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20 万円とされているが、申立人は、申立期間について、当該訂正前の標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成22年9月から23年6月までは24万円、同年7月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 平成3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年9月1日から23年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、 当初 20 万円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅し た後の平成 25 年 9 月 5 日付けの届出で 24 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当 該訂正後の標準報酬月額(24 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(20 万円)とされている。

しかしながら、申立期間について、A社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によれば、申立人は、上記訂正前の標準報酬月額(20万円)を超える報酬月額の支払を受

け、当該訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び 保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人 の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる 厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成22年9月から23年6月までは24万円、 同年7月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を年金事務所に誤って提出し、また、当 該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、 これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月28日から同年5月1日まで

B社及びその関連会社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にはB社からA社に所属が変更になったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたと認められる。

また、申立人と同様に、申立期間前後においてB社及びA社で被保険者記録が確認できる元従業員が提出した平成8年3月分から同年6月分までの給料明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、複数の元従業員は、申立期間において給与の変動は無かったと記憶しており、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には 申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほ しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間もA社B店に継続して勤務し(昭和45年12月1日に同社同店から関連会社であるC社D店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和 45 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 33 年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月25日から33年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B店から新規に開店した同社C店に転勤したが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し (同社B店から同社C店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたと認められる。

なお、異動先のA社C店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年1月1日からであり、申立期間について、同社同店が適用事業所となるまでの期間は異動元の同社B店において、申立人の被保険者資格を継続させる取扱いであったと考えることが相当であることから、申立期間に係る異動日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年10月の 社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連 資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 40 年8月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月1日から同年8月3日まで

② 昭和53年8月31日から同年10月21日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間の保険料控除が確認できる給料支払明細書などを提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元従業員及び申立人は、同社における給与の締め日は20日、支払日は25日としているところ、申立人が提出した昭和40年1月分から同年8月分までの給料支払明細書によると、同年8月分の「基本給」欄に13日と記載され、金額が前月分と比較して低額であることから判断すると、申立人は、同年7月20日の給与締め日後13日間勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 40 年 5 月に申立人の標準報酬月額が改定されており、上記給料支払明細書では、同年 6 月分の明細書において改訂後の保険料が控除されていることから、同社では保険料は翌月控除であったことが確認できるところ、同年 8 月分の明細書において、同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在を特定することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が提出した昭和53年1月分から同年10月分までの給料明細書及び同年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は当該期間にB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、B社で被保険者記録が確認できる 52 人の元従業員のうち、申立人及び事業主を含む 46 人が昭和 53 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失しているが、それぞれの厚生年金保険被保険者原票には、同年 11 月 9 日に被保険者証を返納した記載があること、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 10 月 21 日まで被保険者資格が継続している元従業員は同月に健康保険の給付を受けていることが確認できること及び同社の元総務課長は、手形が不渡りとなって社会保険料が払えなくなり、社会保険事務所の職員から資格喪失日を前倒しして届出するよう提案があった旨供述していることから判断すると、当該資格喪失処理は、同年 10 月 21 日より後の同年 11 月に行われたと認められる。

しかしながら、B社に係る商業・法人登記簿謄本によれば、申立人は、申立期間②及び上記資格喪失処理時において、同社の取締役であったことが確認できる。

また、B社の元事業主は、同社の工場運営や社会保険事務などについては申立人が総括する立場であった旨供述しているほか、上記元総務課長は、上記資格喪失処理については、申立人や事業主を含む役員で相談し、社会保険事務所の提案に従った旨供述していることから判断すると、申立人は、同社における社会保険事務に係る権限を有し、当該資格喪失処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の取締役として、自らの被保険 者資格の喪失処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張すること は信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格の喪失 日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年12月1日から23年6月1日まで

育児休業期間中である申立期間の標準報酬月額については、A社の誤った届出により低い金額(41万円)で決定されてしまった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録において、当初41万円と記録されていたが、その後、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして報酬月額の訂正の届出を行ったことにより、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年7月に53万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないこととされている。このため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(53万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(41万円)となっている。

一方、厚生年金保険法第 81 条の2では、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働大臣に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されているところ、オンライン記録によると、事業主は、当該規定に基づき、申立人の育児休業期間中(平成22年12月10日から23年10月1日まで)に係る保険料の徴収免除の申出を行

ったことが確認できる。

したがって、申立人に係る育児休業期間中である平成22年12月10日から23年10月1日までの期間については、育児休業取得直前の標準報酬月額を基に年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、育児休業取得直前の標準報酬月額の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成5年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年1月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月21日から5年1月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された従業員名簿により、申立人は申立期間に同社本社で勤務していたことが確認できるところ、申立人に係るオンライン記録によると、申立人は平成4年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、B企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金の加入員台帳に、資格喪失日は平成5年1月21日と記録されているところ、同基金は、申立期間当時、社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への届出について、6枚つづりの複写式の用紙を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において平成5年1月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金の加入員台帳の記録から、平成4年1月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から12年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違していることが判明したので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 11 年8月 及び同年9月は26万円、同年10月から12年9月までは28万円と記録されている。

一方、B厚生年金基金の加入記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成 11 年8 月に 32 万円に改定されているところ、同厚生年金基金が保管するA社の月額変更届により、申立人の標準報酬月額を同年8月に26万円から32万円に変更する届出が行われたことが確認できる上、同厚生年金基金は月額変更届に記載されている5人(申立人を含む。)の「月変」の処理は、同年9月7日に当該届出どおりに行われていると回答している。

また、C健康保険組合は、申立人の標準報酬月額は平成11年8月に「月変」で32万円に変更されたと回答している上、同健康保険組合は、上記5人の「月変」の処理は、全て同年8月28日に行われたことがデータ上確認できるとしている。

さらに、C健康保険組合は、「月額変更届及び算定基礎届は、事業所から一旦健康保険組合に提出され、それを基金と社会保険事務所に送る。」と回答している。

加えて、上記月額変更届に記載されている申立人以外のオンライン記録は、当該届出 どおりの記録となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(32万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年11月3日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年11月3日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社で受付全般事務及び教務として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年4月30日(以下「全喪日」という。)の後の、同年11月8日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が40人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が20人いることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立期間にA社において勤務が確認できる従業員が保有する給与支給明細書では、申立期間に厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、A社に係る申立期間当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の従業員の雇用保険の加入記録により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、同僚及び複数の従業員は、申立期間当時、A社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である昭和58年11月3日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年 3 月の 社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和58年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社で受付全般事務及び教務として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年4月30日(以下「全喪日」という。)の後の、同年11月8日付けで、遡及して資格喪失処理が行われている上、申立人と同様に全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が40人、「全喪」を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が20人いることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立期間にA社において勤務が確認できる従業員が保有する給与支給明細書では、申立期間に厚生年金保険料の控除が確認できる。

また、A社に係る申立期間当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の従業員の雇用保険の加入記録により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、同僚及び複数の従業員は、申立期間当時、A社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である昭和58年11月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 58 年3月の 社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社C支店から同社B支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管していた申立人に係る社員名簿及び同社の社会保険料控除に係る供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し(昭和 40 年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 40 年 5月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 80 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社(現在は、B社)で勤務していた期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が 無い。申立期間に賞与の支給があったのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継事業所であるB社C事業所は、申立期間にD健康保険組合に届け出た額の 賞与を支給していたとしているところ、同健康保険組合から提出された「健康保険組合 加入期間の記録の調査について(ご回答)」から、申立人は、申立期間にA社から賞与 として80万円が支給されていたことが確認できる。

また、B社C事業所の供述、申立期間当時にA社で勤務していた複数の従業員が所持する平成15年12月の賞与明細書及び申立人に係る平成16年度の地方税課税資料に記載されている社会保険料控除額から判断すると、申立人は上記賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、D健康保険組合における標準 賞与額の記録等から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社 C事業所は、「健康保険組合に届け出たものと同額の賞与支払額の届出を社会保険事務 所(当時)に対して行い、厚生年金保険料についても納付したものと考えるが、これを 確認できる当時の資料は保管していない。」としており、このほかに確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立

てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これ を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月17日から同年2月1日まで

A社には、昭和37年4月1日に入社し、60歳で同社を退社するまで休職等一切無く、同社に継続勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても厚生年金保険料は給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の人事給与関連業務を行うD社から提出された人事資料及び同社の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和 41 年2月1日に同社C工場から同社E支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 40 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録で、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員から提出された同社における申立期間に係る給料明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和63年10月8日に設立された法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年7月1日から36年3月15日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院(現在は、B会)における資格取得日に係る記録を35年7月1日、資格喪失日に係る記録を36年3月15日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、35年7月から36年1月までは2万6,000円、同年2月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月1日から36年3月15日まで

A病院に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和35年7月1日から36年3月15日までの期間について、B会は、A病院に係る「60年誌」に申立人がC社から派遣された医師との記載があること並びに申立人から提出された35年7月、同年8月及び36年2月の給与額計算書から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA病院に勤務していたと考えられる旨供述しており、また、申立人が所持しているC社発行の辞令及び同社から提出された人事資料により、申立人は、同年3月15日に同社D病院勤務を命じられていることが確認できることから、申立人は、当該期間にA病院で勤務していたことが認められる。

また、上記昭和35年7月、同年8月及び36年2月の給与額計算書からは、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから判断すると、同計算書が無い35年9月から36年1月までの給与についても保険料が継続して控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与額計算書において確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和35年7月から36年1月までは2万6,000円、同年2月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、B会は、申立人の前任者及び後任者に係る資格取得届及び資格喪失届の事業所控えは保有しているが、申立人に係る届出書の保存が無いと回答しており、また、A病院に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月から36年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年5月1日から同年7月1日までの期間について、 B会は申立人に係る人事記録を保管しておらず、C社の人事記録では、A病院への派遣 期間が記載されていないことから、同病院での勤務の始期が確認できない。

また、A病院に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同病院において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる従業員24人に、申立人の当該期間における勤務の状況について照会したところ、17人から回答を得られたが、申立人の勤務の始期を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職日は 平成19年2月28日なので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された離職票、A社の回答及び同社から提出された申立人に係る給与支払報告書(個人別明細書)により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の事業主は、給料は毎月末日締めの翌月 15 日支払で、保険料は翌月控除である旨回答しているところ、申立人から提出された平成 19 年2月分給料明細書 (3月15日支払)により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から同年12月2日まで

私は、平成5年2月にB社に正社員として入社した。同社は、9年11月にA社と合併し解散したが、私は、同社に引き続き勤務しており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及びA社に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、平成9年 11 月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月2日にA社において被保険者資格を取得している者が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種の同僚から提出された当該期間の給与明細書及びほかの同僚の供述から判断すると、申立人と同職種の同僚は当該期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、A社は、「全国の従業員の給与計算及び社会保険等の事務については、支店 単位ではなく、全て本社で行っている。」と回答していることから、申立人についても、 上記同職種の同僚と同様の取扱いがされていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かは不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるA社の被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成9年12月2日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③から⑨までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月20日は33万2,000円、16年7月20日は32万円、同年12月20日は26万4,000円、17年7月20日は40万5,000円、同年12月20日は39万4,000円、18年7月20日は32万5,000円、同年12月20日は36万9,000円、19年7月20日は38万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年12月20日の標準賞与額に係る記録を28万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準 賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、 明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月20日

- ② 平成15年12月20日
- ③ 平成16年7月20日
- ④ 平成16年12月20日
- ⑤ 平成17年7月20日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年7月20日
- ⑧ 平成18年12月20日
- 9 平成19年7月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③から⑨までの厚生年金保険の標準賞 与額の記録が無く、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が実際の賞与額に 見合う標準賞与額と相違している。それぞれの賞与支払明細書を提出するので、申立 期間①及び③から⑨までに支給された賞与について、標準賞与額を認めてほしい。また、申立期間②の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③から⑨までについて、申立人から提出のあった賞与支払明細書により、申立人は当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③から⑨までの標準賞与額については、上記賞与支払明細書で確認できる賞与額又は社会保険料控除額から、平成 15 年 7 月 20 日は 33 万 2,000 円、16 年 7 月 20 日は 32 万円、同年 12 月 20 日は 26 万 4,000 円、17 年 7 月 20 日は 40 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 39 万 4,000 円、18 年 7 月 20 日は 32 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 36 万 9,000 円、19 年 7 月 20 日は 38 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立 てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについ ては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは 認められない。

2 申立期間②について、申立人から提出のあった賞与支払明細書において確認できる 社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与 額は、オンライン記録の標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって申立期間②の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる社会保険料控除額から、28万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立 てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から35年2月1日まで

② 昭和35年2月1日から39年6月1日まで

③ 平成3年4月1日から8年3月31日まで

A社に勤務した申立期間①、B社、C社又はD社に勤務した申立期間②及びE社又はF社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所に勤務していたのは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 43 年8月 29 日に厚生年金保険の任意包括適用事業所となっており、申立期間①当時は 適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、平成4年2月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立期間①当時の事業主と考えられる者は既に死亡し、その後、同社の事業主となった者は、当時の書類は保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは不明と回答している上、長期間同社で取締役であった者に文書照会を行ったが、回答は得られなかった。

さらに、申立人が同期入社であったとする元同僚については、申立期間①当時に厚 生年金保険に加入した記録は確認できない。

2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムから、B社、C 社、D社及びそれに類似する名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録 は確認できない。

また、事業所所在地を管轄する法務局は、上記事業所名及びそれに類似する名称の事業所は確認できないとしている。

さらに、申立人は、上記事業所の経営者は、G社の社長であったとしており、同氏は、申立期間②当時において同社で厚生年金保険に加入しているが、同氏は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人は、複数の元同僚等の名字は記憶しているものの、名前は記憶していないことから、これらの者の所在を確認することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会を行うことができない。

3 申立期間③について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、F社 は昭和60年12月18日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる が、申立人の被保険者記録は確認できず、E社又はそれに類似する名称の事業所が厚 生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、E社及びF社に係る商業・法人登記簿謄本によると、両社の事業主は同一であるが、当該事業主は既に死亡しているほか、オンライン記録から、F社において、申立期間③当時に被保険者記録が確認できる唯一の元従業員に対し文書照会を行ったものの回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、オンライン記録から、申立人が記憶する同僚については、F社で厚生年金 保険に加入した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が 厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月

Aクリニックに勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与支払明細書は所持していないが、賞与は手渡しで支払われた記憶があり、保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aクリニックの事業主の妻(医療法人の現理事、前事業主の子)は、申立期間に申立 人に賞与を支給し保険料は控除した旨回答しているが、当時は前事業主の時代であった ため詳細は不明であり、申立期間当時の賞与の支給及び保険料控除が確認できる資料は 保管していない旨回答している。

また、上記事業主の妻及び元経理担当者は、申立期間当時、賞与は手渡しであったとしている上、申立人が申立期間当時に居住していた自治体は、保存期限経過により申立人の平成17年分に係る課税台帳は保管されていない旨回答していることから、申立期間における賞与支給額及び保険料控除について確認することができない。

さらに、複数の従業員から給料(賞与)支払明細書が提出されているが、そのうち、 申立人と同時期に被保険者資格を取得した一人の当該明細書によると、申立期間におい て、Aクリニックから賞与が支給されているものの、厚生年金保険料が控除されていな いことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年頃から39年頃まで

A社に印刷工として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として記憶している 10 人のうち、連絡先が判明した 5 人及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間当時の従業員 24 人に照会したところ、21 人から回答があり、そのうちの8人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に印刷工として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間 当時の事業主は死亡していることから、同社及び同人から、申立人の申立期間に係る勤 務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚及び従業員照会により、回答があった 21 人は、A社の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いは不明である旨供述している上、当該 21 人のうち、申立人と同職種の印刷工であった者が6人いたが、そのうちの4人については、自身が記憶している同社における勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が符合していないことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立期間における健康保険番号に欠番は無く、社会 保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月27日から43年8月1日まで

A商会に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同商会に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商会に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同商会において厚生年金保険の被保険者となっていたことが確認できる従業員6人に、申立人の申立期間における勤務の状況について照会したところ、5人から回答があり、いずれの者も申立人は申立期間に同商会に勤務していたと回答していることから、申立人が申立期間も継続して同商会に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A商会は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A商会の申立期間当時の事業主に係る除籍謄本及び上記従業員照会により、申立人と親族であり、かつ、申立人と同様、事業主と同居していた者が二人判明したが、両人は既に死亡しており、申立期間当時の同商会における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない上、申立人も同商会の給与明細書等を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A商会に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 41 年 3月 27 日と記載されており、オンライン記録とも一致している上、社会保険事務所 (当時)の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月12日から35年5月9日まで

② 昭和35年5月9日から36年12月1日まで

③ 昭和36年12月1日から40年1月31日まで

④ 昭和40年9月10日から41年12月28日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 42 年 2 月 6 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されていることが確認できる。

また、申立期間④に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①から④までに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年5月16日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いという ほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から43年5月1日まで

A社(現在は、B社)にトラック運転手として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立期間のうち昭和40年10月1日から41年9月10日までの期間についてB社における被保険者記録が確認できること、及び申立人が運転手の助手だったと記憶する者の回答により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立期間当時の資料を保有しておらず、申立人の申立期間の 勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明である旨回答している。

また、申立期間当時の社会保険事務及び経理事務担当者は、独身の運転手の中には手 取り給料が多い方が良いため厚生年金保険に加入を希望しない者もいた旨供述しており、 申立人は、申立期間当時、独身であったとしている。

さらに、申立人がA社を紹介されたとする者は既に死亡しており、運転手仲間だったと記憶する者は、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない上、上記被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した17人に照会したところ、回答のあった11人のうち申立人が運転助手だったと記憶する者以外に申立人の勤務期間について記憶している者はおらず、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25273 (事案 1763 及び 22586 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から14年5月1日まで

A社に代表者(平成 12 年6月2日に代表取締役に就任、それ以前も同社の実質的な代表者)として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、 実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に再度申し立て たが、記録を訂正することはできないとの通知を受けた。

申立期間について、平成14年5月1日に報酬が9万8,000円に下げられたが、自分の報酬は30万円から下がっていないことの新たな資料として13年の確定申告書の控えが見付かった。また、提出していない資料がほかにもあったので提出する。なお、14年5月1日に私は出勤しておらず、社会保険事務所(当時)の担当官と面会の事実は無い。当日、出勤していた社員の手帳の写し及び連絡先を提出する。再度調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、平成 14 年5月1日に社会保険の適用事業所でなくなっているところ、その翌日の同年5月2日付けで、申立期間の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に遡って訂正されていることが確認できるものの、i)申立人は、12 年6月2日にA社の代表取締役に就任しており、上記訂正が行われた時期には代表取締役であるとともに、その前の期間についても同社の実質的な代表者として、滞納保険料の支払について社会保険事務所に相談に赴いていたと供述していること、ii)滞納処分票の記録によると、申立人は再三にわたり社会保険事務所の担当官と面談していることが確認でき、滞納保険料の納付を約束するものの、約束どおりに納付が行われておらず、保険料の支払に苦慮していたことが認められること、iii)上記滞納処分票の記録によると、14 年5月1日に社会保険事務所の担当官が申立人と面談した記録があり、「保険料の未納分については、社長の給与の支払が正しくなされていないこと

から、報酬の見直しを行い、なくなる。全喪届、資格喪失届を受理する。」との記載が確認でき、この結果、標準報酬月額を遡って訂正する処理が行われることになったものと思われ、これらの書類に申立人が自ら押印したことを認めていることから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然であるとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、21 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、通知文の根拠となった滞納処分票には虚偽の記載があり、滞納処分票を根拠に記録訂正を認めないとすることは納得できず、2回目の遡及処理は、過剰な調整であったと主張し、新たな資料を提出し、再調査をしてほしい旨申立てを行ったが、i)申立人が新たに提出した資料からは、申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとまでは言えないこと、ii)申立人は、社会保険事務所の担当者と対応していたのは自身であるとしていること、iii)申立人が保有する平成 13 年6月分の増減内訳書等により、同年6月に1回目の遡及処理を行ったことが確認でき、申立人は、当該処理の結果として滞納保険料が大幅に解消された認識を持っていること、iv)申立人は、14 年5月の2回目の遡及処理に伴う、自身が代表取締役となっている会社印が押されている「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(副)」を保有していることから、申立人が、当該処理を行うことによって自身の標準報酬月額を減額する認識を持っていないとは考え難く、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、24 年1月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、目次を含め、平成 13 年の確定申告書の控え等 15 点の新たな資料を提出するので、再度調査してほしい旨申し立てている。

しかしながら、申立人が提出した資料 15 点のうち 11 点は前回までに審議に付された 資料であることが確認でき、残る 4 点のうち目次を除く 3 点は申立人に係る被保険者標 準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬改定通知書であり、これにより申立人の標準報 酬月額が平成 12 年 10 月の定時決定で 50 万円、13 年 5 月の随時改定で 30 万円に決定 又は改定され、10 年 9 月及び 11 年 4 月の随時改定が取り消されていることが確認でき るものの、いずれの通知書においても代表取締役として申立人の氏名が記されているこ とから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切 の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張及び新たに提出された資料からは、当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月31日から同年8月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入 記録が無い。同社には昭和63年7月30日の土曜日まで勤務していたが、雇用関係は 31日まで継続していたと認識しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和63年7月30日の土曜日まで勤務し、雇用関係は翌31日の日曜日まで継続していたとしているが、申立人の同社における雇用保険の離職日は同年7月30日、厚生年金保険の資格喪失日はその翌日である同年7月31日と記録されている上、在籍を確認できる資料が見当たらないため、末日までの雇用関係を確認することができない。

このため、A社を合併したB社に申立人に係る申立期間当時の退職時における取扱いについて照会を行ったが、同社は当時の資料は何も残っておらず、当時勤務していた従業員もいないことから回答できないとしている。

また、申立人が記憶している申立期間当時の人事責任者及び申立人の資格喪失日である昭和63年7月31日の前後(同年7月29日及び同年8月1日)に資格を喪失した記録となっている同僚二人に、申立人の退職時の状況について照会したが、退職日や厚生年金保険の取扱いなどは分からないと供述している。

さらに、上記同僚二人のA社における雇用保険の離職日は、上記資格喪失日の前日である昭和63年7月28日及び同年7月31日と記録されていることから、雇用保険の離職日と厚生年金保険の資格喪失日の関係は、申立人の資格記録と符合しており、資格喪失日は前後するものの、これらの事務処理はいずれも正確になされていると判断せざるを得ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日

② 平成15年12月25日

日本年金機構から、申立期間について、年金記録に反映されていない賞与の支払が あった可能性があるとの通知文書を受け取った。過去のことは良く覚えていないが、 申立期間の賞与記録が漏れているなら、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことは確認できるものの、同社は平成23年10月*日に解散しており、同社の元事業主に申立人の申立期間に係る賞与の支給状況等について照会したが、回答が無いことから、申立人の申立期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る賞与は現金で支給されたと供述しているところ、賞 与支給明細書等の資料を所持していないことから申立期間に係る賞与の支給等について 確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から54年6月まで

A社(現在は、B社)には継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表取締役の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 53 年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 47 年 10 月から 53 年5月までは適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、上記元代表取締役は、「A社が適用事業所となる前は申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなく、会社が適用事業所となったときに申立人が勤務していれば、当然厚生年金保険に加入させていたはずであり、そのときに申立人はいなかったので、加入させる必要が無かった。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和53年6月1日以降の申立期間において、被保険者記録が確認できる複数の従業員に申立人の申立期間に係る勤務並びに厚生年金保険料の控除及び取扱いについて照会したところ、二人から回答があったが、いずれの者からも申立人の申立期間に係る勤務並びに厚生年金保険料の控除及び取扱いについて確認できる資料及び供述は得られない。

なお、A社から平成5年に経営を引き継いだB社は、A社当時の資料は保存していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から58年3月まで

A社(現在は、B社)には継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間のうち、昭和50年5月1日から51年1月5日までの期間について、A社に勤務していたことが確認でき、同社の元代表取締役は、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していた旨供述している。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 53 年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち48年5月から53年5月までは適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、上記元代表取締役は、「A社が適用事業所となる前は申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなく、会社が適用事業所となったときに申立人が勤務していれば、当然厚生年金保険に加入させていたはずであり、そのときに申立人はいなかったので、加入させる必要が無かった。」旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和53年6月1日以降の申立期間において、被保険者記録が確認できる複数の従業員に申立人の申立期間に係る勤務並びに厚生年金保険料の控除及び取扱いについて照会したところ、3人から回答があったが、いずれの者からも申立人の申立期間に係る勤務並びに厚生年金保険料の控除及び取扱いについて確認できる資料及び供述は得られない。

なお、A社から平成5年に経営を引き継いだB社は、A社当時の資料は保存していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。